

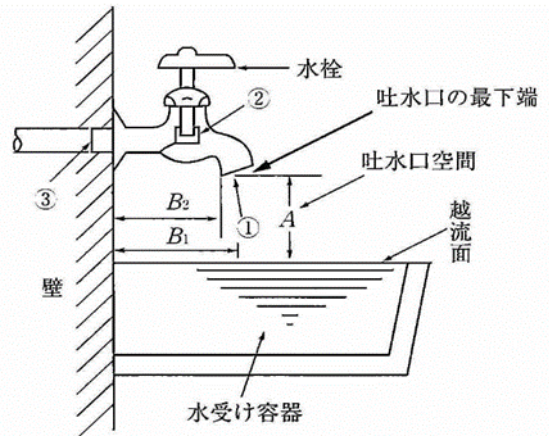
給水装置工事設計施工基準（2019年4月）の主な改正点

1. 吐水口空間の定義（P. 8）

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正(H24.9.6)により、吐水口中心から吐水口最下端に改正

（規定の吐水口空間）

呼び径区分	近接壁から吐水口中心までの水平距離 B_1	越流面から吐水口最下端までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え 20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え 25mm以下	50mm以上	50mm以上



2. 計画使用水量（P. 14～20）

計画使用水量の決定にあたって、給水装置工事技術指針に則って改正

3. 分岐対象配水管の変更（P. 28, 29）

分岐可能な配水管の口径は 250 mm未満とする。ただし、分岐可能な配水管が近くにいる等市長が認める場合はこの限りではない。

4. 給水管の分岐について各号の修正及び追加（P. 32, 33）

1. 2給水管の分岐

(5) 口径 250mm以上の配水管又は特に市長が指定した配水管から給水管の分岐はできない。ただし、分岐可能な配水管が近くにいる等市長が認める場合はこの限りではない。

(7) 分岐穿孔工事は、管種（硬質塩化ビニル管、ダクタイトル鉄管、水道配水用ポリエチレン管等）によって、穿孔機を選定すること。

(8) ダクタイトル鉄管の配水管より取り出しを行う場合は、貫通部に「密着型コア」を取り付けなければならない。

(9) 道路内において配水管、ガス管、下水道管等と並列若しくは交差して給水管を敷設す

る場合は、30 cm以上の間隔をあけること。

(10) 給水管は、污水管、污水枡、便槽、給油管等から遠ざけて敷設すること。

(11) 給水管が水路等を横断する場合は、原則として水路等の下に設置すること。やむを得ず水路等を上越しして設置する場合には、高水位 (H.W.L) 以上の高さに設置し、さや管等により、防護措置を講じること。なお、さや管については、給水管の耐用年数に準じた金属製の管種を標準とする。

また、工事着手前の設計の段階で、水路等の管理者（土地改良区、国、県、市等）と協議を行い、許可を得てから給水装置工事の申請を行うこと。

5. 水道メーターの設置及び保護について修正 (P. 33)

④ メーターボックスは、検針・取替作業が容易にできる大きさとし、メーター口径が 40 mm 以下の場合は鋳鉄製 (FCD) とし、原則として耐荷重仕様のもを用い、コンクリート製の底板を用いて保護する。口径 50 mm 以上の場合はコンクリートブロック、現場打ちコンクリート又は鋳鉄製等とし、上部に小窓つきの鉄蓋を設置した構造とする。

6. 止水栓・逆止弁・仕切弁の設置について各号の修正 (P. 33, 34)

① 25 mm 以下の取り出しについては、メーターボックス内に直結止水栓 (逆止弁付伸縮型ボール式・ハンドル脱着式) を設置する。

③ 30 mm 及び 40 mm の取り出しの場合は、メーターボックス内に直結止水栓 (逆止弁付伸縮型ボール式) を設置するほか、第 1 止水栓 (ボール止水栓) を設置する。

④ 50 mm 以上のメーターを設置する場合は、第 1 止水栓としてソフトシール仕切弁を設置し、メーター手前には青銅製バルブまたはボール止水栓を設置する。ただし、メーター手前の青銅バルブまたはボール止水栓は、第 1 止水栓と近接する等、維持管理上支障ないと判断される場合、設置の必要はない。

なお、給水管に水道用ポリエチレン二層管を使用した場合は、第 1 止水栓としてボール止水栓を設置する。

⑥ 40 mm 以上のメーターを設置する場合は、メーター先に青銅製バルブまたはボール止水栓もしくは逆止弁を設置する。

⑦ 宅地造成等で道路内にバルブを設置する場合は、40 mm 以下はボール止水栓、50 mm 以上はソフトシール仕切弁を設置し、40 mm 以下には公道用ボックスを、50 mm には仕切弁ボックスを設置する。ただし、50mm の水道用ポリエチレン二層管を使用した場合は、ボール止水栓を設置し、仕切弁ボックスを設置する。

なお、道路法が適用される道路にバルブを設置する場合は、配管に極力凹凸ができないよう配管し、土被り 600mm 以上確保する。公道用ボックスには、下部壁を使用し施工する。

7. 給水管及び給水用具の指定等について各号の修正 (P. 34, 35)

① 配水管からの分岐部に使用する材料は下記のとおりとする。

○40 mm 以下の取り出しはボール式サドル付分水栓を使用する。(表 6.5.1)

ただし、取り出しする口径および取り出す配水管の口径・管種に応じて、不断水丁字管を使用する。

○50 mmの取り出しは不断水丁字管、またはボール式サドル付分水栓を使用する。ボール式サドル付分水栓は、取り出す配水管の口径が、ダクタイル鋳鉄管及び水道配水用ポリエチレン管は75mm以上、硬質塩化ビニル管においては100 mm以上の管に使用する。

○75 mm以上の取り出しは不断水丁字管を使用する。

② 道路横断部及び道路縦断部の給水管の管種については、下記のとおりとする。

○40 mm以下については、水道用ポリエチレン二層管を使用する。

○50mmについては、水道配水用ポリエチレン管（電気融着継手）又は水道用ポリエチレン二層管を使用する。

○75 mm以上については、ダクタイル鋳鉄管（耐震継手構造のもの）又は水道配水用ポリエチレン管（電気融着継手）を使用する。

③ 直結止水栓の上流側にステンレス製フレキシブル継手 （耐震強化型） を使用する。

表 6. 5. 1 配水管からの分岐部に使用する材料

配水管径 取出径	40mm	50mm	75mm	100mm 以上
20mm	分水栓	分水栓	分水栓	分水栓
25mm	不断水	分水栓	分水栓	分水栓
30mm	不断水	分水栓	分水栓	分水栓
40mm	×	PE:分水栓 VP:不断水	分水栓	分水栓
50mm	×	×	DIP・PE:不断水 または分水栓 VP:不断水	不断水 または分水栓
75mm 以上	×	×	×	不断水

8. 道路の占用、掘削及び復旧について修正 (P. 35)

③ 道路内の埋戻しは、山砂及び再生クラッシャーラン又は道路管理者等が指定した土砂を用いること。

・山砂の締固めは水締めを原則とする。

・再生クラッシャーランの締固めの一層当りの仕上げ厚さは最大 20 cmとする。

・掘削時の発生土が良質土（砂・砂質系）の場合は、埋戻しに流用可能な場合があるので、水道課と協議すること。

また、土砂は十分に締め固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。

⑦ 舗装道路等の本復旧工事は、道路管理者等の指示に従い、行うこと。復旧が速やかにできないときは、道路管理者等の承諾を得て仮復旧工事を行う。

9. 完了検査 (P. 37)

申請内容に変更が生じた場合の協議について変更

2. 完了検査

5 給水装置工事申し込み後、申請内容に変更等が生じたときは、速やかに市と協議を行い、必要書類を完了検査前までに提出し完了検査を受けなければならない。ただし、申請内容の軽微な変更であるときは、この限りではない。

なお、軽微な変更とは、表 4.5.2 に示すメーター口径毎に定めた給水栓数以内の給水栓の増減、メーター下流側の管種・口径の変更を伴わない配管ルートの変更とする。

表 4.5.2 メーター口径と給水栓数

メーター口径	13 mmの水栓数
13 mm	7 以下
20 mm	8～15
25 mm	16～25

10. 給水装置工事 提出書類一覧 (P. 39)

完工届 (3) 完工写真に、埋戻状況の写真を追加

11. 給水装置工事申込書、承認願 (P. 41)

(裏面) 誓約事項に、市の指定する位置にメーターを設置できない場合や集合住宅等の場合の維持管理について、責任範囲を明確にする条項を追加

5. 敷地、建物の形状等により、やむを得ず市の指定する位置にメーターを設置できない場合、または管理用メーターを設置しない集合住宅等の場合は、第1止水栓を設置し、第1止水栓より下流の給水管の維持管理は、私の責任において処置いたします。

12. 給水装置工事完了届、検査願 (P. 42)

完了届、検査願は、主任技術者が作成し提出するものなので、申請者の押印を廃止

13. 給水装置の設計・水理計算 (P. 47～55)

給水装置の設計・水理計算にあたって、給水装置工事技術指針に則って改正